

令和 4 年 2 月 4 日 企画部

寒川町新型コロナウイルス感染症対策方針（第 9 弾）

神奈川県より令和 4 年 1 月 19 日付で発表された「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」を踏まえ、寒川町新型コロナウイルス感染症対策本部体制の下、急を要しない事業の中止や見直しの徹底が求められていることから、町民の安全・安心な暮らしを守ることを目的に、更なる感染症拡大防止対策の強化・充実を図るため、「新型コロナウイルス感染症対策方針（第 9 弾）」を定めました。

新型コロナウイルス感染症対策方針（第 9 弾）の柱

ワクチン接種

- その 1 新型コロナウイルス追加接種（3 回目接種）に係る交通手段の確保
- その 2 小児（5 歳以上 11 歳以下）への新型コロナウイルス接種

緊感染症拡大防止対策

- その 1 子育て世帯臨時特別給付金の支給対象者の拡大（報道発表済）
- その 2 町内保育所等の休園または登園自粛に伴う保育料の返還等
- その 3 小・中学校への感染防止対策の更なる強化
- その 4 町内小・中学校修学旅行代替行事の延期に伴うキャンセル料の公費負担
- その 5 新しい生活様式の定着に向けた取り組み

問い合わせ先

企画部 部長 深澤文武 ☎0467(74)1111 内線 204



新型コロナウイルス感染症 対策方針

第9弾

令和4年2月3日

 寒川町

寒川町新型コロナウイルス感染症対策方針

神奈川県より令和4年1月19日付で発表された「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」を踏まえ、寒川町新型コロナウイルス感染症対策本部体制の下、急を要しない事業の中止や見直しの徹底が求められています。

また、茅ヶ崎市保健所と密接に連携しつつ、町内の感染防止の徹底を図るとともに、地域経済への影響を最小限に食い止めるなどのコロナ対策を強化しながら、役場内における非常時優先業務の継続に向けた「全庁コロナ・シフト」が必要です。

このような中で、町民の安全・安心な暮らしを守ることを目的に、更なる感染症拡大防止対策の強化・充実を図るため、次のとおり「新型コロナウイルス感染症対策方針（第9弾）」を定めました。

令和4年2月3日

寒川町新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長（寒川町長） 木村 俊雄

対策の内容

■ ワクチン接種

- 新型コロナワクチン追加接種（3回目接種）に係る交通手段の確保
- 小児（5歳以上11歳以下）への新型コロナワクチン接種

■ 感染症拡大防止対策

- 子育て世帯臨時特別給付金の支給対象者の拡大（報道発表済）
- 町内保育所等の休園または登園自粛に伴う保育料の返還等
- 小・中学校への感染防止対策の更なる強化
- 町内小・中学校修学旅行代替行事の延期に伴うキャンセル料の公費負担
- 新しい生活様式の定着に向けた取り組み

対策の内容

■ワクチン接種

○新型コロナワクチン追加接種（3回目接種）に係る交通手段の確保

令和4年2月6日から始まる新型コロナワクチンの追加接種にあたり、接種会場への交通手段を確保する。

1. 運行日

令和4年2月6日（日）から令和4年3月31日（木）までの集団接種会場開設日

2. 運行ルート

寒川駅・北口ロータリー ⇔ 寒川神社参集殿・駐車場

3. 運行時間

別添時刻表参照

4. 運行車両

寒川町コミュニティバス・もくせい号（ワゴンタイプ）

5. 運賃

無料

対策の内容

■ ワクチン接種

○ 新型コロナワクチン追加接種（3回目接種）に係る交通手段の確保

ワクチン接種会場へのコミュニティバス運行時間（別添時刻表）

発 車 時 刻										
寒川駅北口 ロータリー発	9:00	10:00	11:00	—	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	—
寒川神社 参集殿発	—	10:15	11:15	12:00	—	14:15	15:15	16:15	17:15	18:15

対策の内容

■ ワクチン接種

○ 小児（5歳以上11歳以下）への新型コロナワクチン接種

国の方針に基づき、これまで接種対象外であった小児に対するワクチン接種を実施する。

1. 接種対象者

5歳以上11歳以下の者 約3,000人

2. 接種開始時期

令和4年3月から

3. 接種場所

町内で小児科対応の医療機関を中心に現在調整中

※集団接種の実施も併せて検討中

4. 対象者への周知

広報3月号に掲載、町HP、SNS等を活用

※今後、特例臨時接種として位置付けられる見込みですが、接種は強制ではありません。接種対象者本人と保護者の方はよく話し合って接種を決めてください。

対策の内容

■感染症拡大防止対策

○子育て世帯臨時特別給付金の支給対象者の拡大（報道発表済）

今回の国の給付金に関して「保護者の所得に関わらず支援を」との声も町民からいただく中で、国は「長引くコロナ禍で子ども達を力強く支援し、その未来を切り拓く観点から給付を行う」ということを踏まえ、給付金は未来への投資であり、「子どもは平等」という考えのもと、保護者の所得による子育て世帯の分断を防ぎ、「子育てしやすいまち」を目指すため、町独自の給付金を創設した。

1.支給対象者

- ☞国の所得制限限度額以上であるため対象外となっている方
- ☞令和4年4月1日に出生する新生児の保護者

2.支給額

- ☞子ども1人当たり10万円（一括給付）

3.支給時期

- ☞令和4年3月中旬（目安であり一部新生児等は4月以降）

対策の内容

■感染症拡大防止対策

○町内保育所等の休園または登園自粛に伴う保育料の返還等

新型コロナウイルス感染症拡大を受けて、園内での感染防止を図るため、保育所等に係る保育料について、休園日数または家庭保育が可能な方々に対して登園自粛をお願いした登園自粛期間中の欠席日数に応じて返還または納付振替を行う。

(1)休園期間

町内保育所等において休園措置となった期間

(2)登園自粛期間

令和4年2月1日（火）から令和4年2月13日（日）までの間

※まん延防止等重点措置の適用期間が延長された場合等は延長の可能性あり

(3)登園自粛要請の対象

家庭で保育ができる環境等にある方

(2)保育料の返還、納付振替の手続き

各施設から保護者へご案内する。休園日数または登園自粛期間中の欠席日数については町が各施設に確認するので手続きは不要。

対策の内容

■ 感染症拡大防止対策

○ 小・中学校への感染防止対策の更なる強化

感染拡大の中、子ども達が安心して学べる環境の更なる強化を図るため、感染防止用・環境衛生消耗品を充実するとともに、災害時においても避難所としての機能を確保する。

○ 町内小・中学校修学旅行代替行事の延期に伴うキャンセル料の公費負担

昨年度に引き続き、今年度においても、修学旅行は中止と判断したところであるが、その代替行事の実施について、感染症の収束をみながら検討してきたところである。しかしながら、依然としてコロナ感染症が猛威をふるう中で、子ども達の命と健康を守ることを優先するため、今回の小・中学校の修学旅行代替行事は延期と判断し、そのキャンセル料の支払いに対しては、保護者負担の軽減を図るため、町（公費）負担とする。

【対象校：寒川中学校、寒川東中学校及び小谷小学校】

対策の内容

■感染症拡大防止対策

○新しい生活様式の定着に向けた取り組み

1. 町民等への対応

- (1)町民や事業者の皆様が出来るだけ来庁しなくて済むように、町への提出物等について、できる限り手続きの簡素化を図るとともに、郵送やインターネットによる提出を周知・要請する。
- (2)町民や事業者の皆様が来庁した場合に備えて、窓口における透明間仕切りシートの設置などの感染防止対策を引き続き実施する。
- (3)業務上やむを得ず、町民や事業者等の相手方へ訪問する際には、最低限の人数・時間とし、感染症の拡大防止対策に十分留意したうえで行う。

2. 学校教育等への対応

- (1)町立小・中学校は、感染防止対策を徹底し教育活動を継続する。感染児童生徒が多くなった際は、国（文部科学省）の指針に基づき、学級閉鎖等の対応を取りつつも、学びの保障に努める。また、各児童クラブについては、小学校が学級閉鎖等となった場合は、当該児童の登所停止とし、児童クラブの関係者が陽性となった場合は閉鎖等の対応を行うことで感染拡大防止に努める。

対策の内容

■感染症拡大防止対策

○新しい生活様式の定着に向けた取り組み

3.公共施設の利用

(1)公共施設の利用については、個々の施設の実情に応じて、基本的な感染防止対策を徹底したうえで運営する。

4.イベント等の対応

(1)令和4年1月19日付で神奈川県より発せられた「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」に基づき、町が主催するイベント等は、原則として令和4年3月31日までの間は中止・延期とする。

(2)町が開催する会議・研修等についても同様に、原則として令和4年3月31日までの間は中止・延期とする。なお、開催せざるを得ない会議・研修等は、書面会議やリモート会議に切り替えを検討し、切り替えが困難である場合は、規模の縮小・時間の短縮・座席間隔の確保や間引き等を行い、基本的な感染防止対策を徹底したうえで開催する。

対策の内容

■感染症拡大防止対策

○新しい生活様式の定着に向けた取り組み

5.職員向け対策

- (1)職員一人ひとりが、日常の感染防止対策に努めるとともに、すべての所属において換気や消毒など職場の感染予防対策を講じ、行政サービスの維持に努める。
- (2)テレワーク等を率先して実施することにより、職場の出勤者の減少や交通機関の混雑緩和を図り、身体的距離を確保した環境づくりに努める。
- (3)通勤や対面での業務を前提としない働き方を継続していくため、リモートによる会議等の実施など、電子化・オンライン化を推進する。
- (4)役場の業務は、町民等の手続きや相談など、面談を基本としていることから、コロナ禍の非常時においても業務継続計画に基づき、町民サービスの維持を原則とする一方、今後の感染状況を踏まえながら、極力町民生活に影響を及ぼさない範囲で役場窓口等の時短・閉鎖等の対応も視野に入れる。
- (5)これらの具体的な対応については、状況の変化に応じて、適宜通知により周知徹底を図る。

<問い合わせ先>

■ ワクチン接種

- ☞ 新型コロナワクチン追加接種（3回目接種）に係る交通手段の確保
【健康福祉部健康づくり課／課長・大平（内線260）】
- ☞ 小児（5歳以上11歳以下）への新型コロナワクチン接種
【健康福祉部健康づくり課／課長・大平（内線260）】

■ 感染症拡大防止対策

- ☞ 子育て世帯臨時特別給付金の支給対象者の拡大（報道発表済）
【学び育成部子育て支援課／課長・宮崎（内線160）】
- ☞ 町内保育所等の休園または登園自粛に伴う保育料の返還等
【学び育成部子育て支援課／課長・宮崎（内線160）】
- ☞ 小・中学校への感染防止対策の更なる強化
【教育委員会学校教育課／課長・小島（内線520）】
- ☞ 町内小・中学校修学旅行代替行事の延期に伴うキャンセル料の公費負担
【教育委員会学校教育課／課長・小島（内線520）】
- ☞ 新しい生活様式の定着に向けた取り組み
【町民部／部長・戸村（内線205）】